

神奈川県ミニバスケットボール連盟加盟登録規定

加盟・登録に関するルール・守るべきモラル

ミニバスケットボールの合い言葉である「友情・ほほえみ・フェアプレー」の精神に則り、以下の3つのねらいの元にチーム編成をすること。（「普及・育成」のねらい）

- ①「チームに所属した子どもたちに可能な限り多くのゲームに参加させること。」
- ②「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」
- ③「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するよう図ること。」

ミニバスケットボールを通して人間づくりをすることが最大の目的であることを認識し、児童がチームに所属し、活動することで、ミニバスケットボールを楽しみ、生涯にわたってバスケットボールを好きになってほしいと願っている。

1. チーム編成について

- ①加盟登録は活動しているチームを構成している全児童を対象とする。学校数を抑えるために、部員としての活動実態があるにも関わらず、登録を外したりしてはならない。
- ②チーム構成は、日本ミニバスケットボール連盟加盟規定第2条2項の④にあるとおり、単一学校在籍児童で構成されたチームを原則とし、それだけでは活動できない場合のみ近隣校の同一条件校との合体（連合）を認める。

しかし、勝利至上主義による、安易なチーム「強化」策としてのチーム合体（連合）や選手移籍、他ミニバス連盟チームとの二重選手登録は認めない。あくまでも「育成」に主眼を置いた健全なチーム作りを求める。

※「強化」と「育成」のとらえについては、平成24年3月28日付 日本ミニ連よりの資料を参照のこと。

1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数制限は、チームの児童在籍学校数が単に4学校数以内ならよいという解釈ではない。チームが合体（連合）しなければならない理由と、対象になる児童の生活や活動の基盤がどこにあるかを判断することが大切である。主体校（チーム設立過程で中心となった学校）を中心とした地域に根ざしたチーム編成を求める。これはルールであると同時に、指導者のモラルの問題である。

また、多数校で構成され、部員数が多いチームは、分割・再編成していくように地区ミニ連盟を通じて指導していく必要がある。これにより、チーム数増加による普及や指導者の育成が図られるものとする。

◆全国大会出場チームにおける1チーム児童在籍小学校の校数の制限について

- ①原則として、5小学校以上の在籍児童で構成されたチームには、全国大会への出場推薦をしない。**

関東大会、関東大会県予選、県大会予選、県大会には出場推薦資格がある。

- ②上記の判断は、5月末日の(財)日本バスケットボール協会チーム加盟・選手個人登録の時点で行うものとする。

(日本ミニ連チーム加盟受付〆切、県ミニ連選手登録を同時に行う。)

- ③以後、転校・退部等で構成小学校数が4校以内に減少しても判断は変わらない。
- ④年度途中の追加登録等で、チームの構成小学校数が5校以上になった場合、全国大会への出場推薦資格について地区ミニ連盟を通じて県ミニ連盟が審査する。

2. 選手の入部に関して

- ①選手の通学している学校に登録チームがある場合、児童はそのチームに所属するものとする。
- ②通学している学校に登録チームがない場合は近隣のチームに所属することができる。
- ③「近隣」とは、文字通り「近くで隣接している。」と解釈し、登録しているチームのエリアを飛び越して入部することはできない。
- ④国・県・私立・特別支援学校・外国人学校等の特定学区を持たない小学校に通学している児童で、その在籍校に登録チームがない場合は、居住地の学区にある登録チームに所属するものとする。しかし、居住地の学区に登録チームが存在しない場合は近隣のチームに所属する。
- ⑤チーム主体校の近隣でない学校に通学している児童が入部を希望してきた場合、必ず所属各地区連盟に相談すること。
- ⑥「チーム主体校」とは、チーム設立過程で中心となった学校1校を指し、各地区への初年度登録で確定する。現チームが存続中は不変である。必ずしも、チーム最多数構成人数校やチーム活動中心拠点校と一致するとは限らない。
- ⑦相談を受けた各地区連盟においては、上記の規定に照らし合わせて入部可能な適正チームを紹介する。指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。

3. 選手の移籍に関して

- ①特別な事情がない限り、チーム間の選手移籍は認めない。
- ②特別な事情とは、基本的には転居を伴う転校およびチームの新設もしくは所属チームの統廃合をさす。
- ③選手が転居に伴う転校をした場合、転校先の学校に登録チームがある場合はそのチームへ、ない場合はその近隣の登録チームに移籍することを原則とするが、これまでの在籍チームにとどまることもできる。その場合、必ず元の在籍チームに登録している必要がある。
- ④チームが新設されたり、これまでの所属チームが統廃合する場合などは、必ず地区連盟に相談し、指導を受けること。
- ⑤近くに登録チームがあるのに遠隔地のチームに所属しているような児童には、自宅もしくは通学している学校の近隣のチームに所属するように地区連盟が指導する。
- ⑥以上の理由で移籍をするとき、またはそれ以外の理由が発生したときについては、選手個々の事情によって異なるので、必ず各地区連盟を通じて、県連盟に事前に相談すること。県連盟は、その後状況を判断して、地区連盟を通じて適正な移籍先を紹介する。

指導者・保護者同士の暗黙の了解や勝手な判断で事態を進行させないこと。

4. 選手の年齢制限に関して

- ①ミニバスケットボールの選手は「12歳以下の小学生」である。
 - ・これを日本の学齢に当てはめ、6年生に相当する年齢までとする。
 - (2012年度でいえば、2000年4月2日～2001年4月1日生まれまで)
- ②外国から編入学した児童も上記①と同様に扱う。
- ③上記①の年齢制限を超える選手がいる場合。
 - ・各チームでの練習は自由である。
 - ・練習試合、交歓会、招待試合においては、主催者の判断に委ねる。
 - ・県大会及びそれにつながる予選会には出場できない。
 - ・各地区連盟での公式試合においても出場できない。